明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県美馬市脇町字尾崎一から五まで、二七、字川原柴一七一、三二四の一、三三四の一、三三五、三三九、字小森四二、字中尾三〇、三二、三四、字横倉七四から七六まで、七九、五六四から五七〇まで、五七三、六〇一、六〇二、字東赤谷名一六九四、一七一三、一七一七、字東俣名一九三三、一九三六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字尾崎三（次の図に示す部分に限る。）、字川原柴一七一、三二四の一、三三四の一、三三五、三三九、字小森四二、字中尾三二（次の図に示す部分に限る。）、字横倉七四から七六まで、七九、五六四から五七〇まで、五七三、六〇一、六〇二、字東赤谷名一六九四・一七一三・一七一七・字東俣名一九三三・一九三六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年三月二十六日
　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県名西郡神山町神領字東大久保一九二の五、一九二の一八から一九二の二七まで、一九二の二九、一九二の三〇、字西大久保二六四の一から二六四の六まで、二八四の七、二八五の三、二八五の五から二八五の三三まで、下分字釘貫五二七の一から五二七の四まで、五四五から五四七まで、五四八・五四九・五五〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五五〇の二、五五〇の三、五五一の一・五五一の二・五七三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字地中二七〇、二七二、二七三、二七四の一（次の図に示す部分に限る。）、二七五、二九一の二（次の図に示す部分に限る。）、二九三の三、二九四の二、二九五の一、二九五の二、二九六、三〇六、三〇七・三〇八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇八の二、三〇九（次の図に示す部分に限る。）、三二〇の一、三二一、三二二（次の図に示す部分に限る。）、三二二の三、三二四、三二五・三二六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字水舟四七一、字西大戸九六、三〇九から三一一まで、字焼山四三六（次の図に示す部分に限る。）、四三七の一、四三七の二
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、立木の伐採を禁止する。
　字地中三二〇の一、三二四、三二五
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十一号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年三月二十六日
　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　岡山県加賀郡吉備中央町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十二号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年三月二十六日
　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県塩尻市・下伊那郡阿南町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　阿南町（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁並びに塩尻市役所及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十三号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年三月二十六日
　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県下伊那郡阿南町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、阿南町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　阿南町（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(二)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿南町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）